

2005年度 破産法講義

11a

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産法講義 第11a回

1. 財産状況の調査（6条1節）

T. Kurita

2

財産関係の明確化のための措置

- 財産価額の評定(153条1項)
- 財産目録・貸借対照表の作成(153条2項・3項)
- 裁判所への提出(153条2項)
- 別除権の目的財産の提示請求(154条)
- 帳簿の閉鎖(155条)

T. Kurita

3

財産の探知・管理

- 郵便物等の管理とその解除(81条) 例えば、債務者が住所地から離れた地に不動産を所有していて、そのことを破産管財人に隠している場合でも、固定資産税の支払督促状が送られてくれば、それが財産探知の手掛かりとなる。
- 破産者の説明義務(40条) これは引致(38条)の制度によって裏打ちされている。
- 破産者の重要財産開示義務(41条)

T. Kurita

4

破産財団に属する財産の引渡し(156条)

- 裁判所が、引き渡すべき財産を特定して、破産者に対して引渡しを命ずる。

T. Kurita

5

破産管財人による報告

- 裁判所に報告書をもって報告する(157条)。利害関係人はこれを閲覧できる(11条1項)。
- 財産状況報告集会への報告(158条) 要旨の報告である。破産債権者から質問があれば、破産管財人は説明しなければならない。
- 債権者集会への報告(159条) 債権者集会がその決議により報告を求める事項についてする。

T. Kurita

6